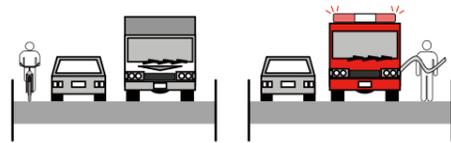


裾野西地区北部道路整備計画

地区内道路の幅員と機能

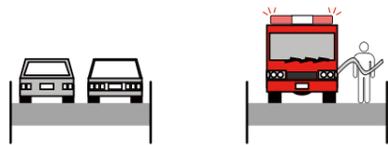
【6 m 道路 (主要区画道路)】

- ・自動車のすれ違いができ、二方向の避難ができます。
- ・路上駐車があっても緊急車両の通行、消防活動ができます。



【4 m 道路 (区画道路)】

- ・小型車同士であればすれ違いができます。
- ・路上駐車がなければ緊急車両の通行、消防活動ができます。

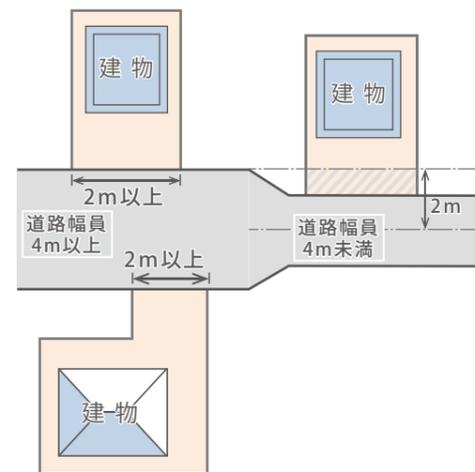


※震災等の場合、塀や電柱の倒壊等で緊急車両が通行できなくなる場合があります。

道路と建物の関係

建物の利便性や避難・消防活動の確保を図るため、建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接していなくてはならないと建築基準法に定められています。

敷地の前面道路が4m未満の建物を新築や増改築する場合、道路の中心から2m後退したラインを道路境界線とする必要があります。



発行 / 裾野市建設部建設課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059
TEL:055-995-1827
e-mail:kensetsu@city.susono.shizuoka.jp



平成26年4月

裾野市

地区の現況

本計画の対象区域である裾野西地区北部は、計画的に市街化を図るべき地域として市街化区域※1に指定されています。現在、都市計画道路※2の整備が順次進められていますが、地区内道路の整備が遅れており、市街化の推進や地区内の利便性・防災性に課題があります。

道路幅員

道路密度が低いエリアがあり、道路ネットワークが形成されていません。

幹線道路をつなぐ幅員の広い道路が少ないため、市街化が進みにくいエリアがあります

南北方向の道路が少ない

道路密度が低い

幅員12m以上
幅員6~12m
幅員4~6m以上
幅員4m未満

出典：平成22年度道路台帳

土地利用

住宅地として利用されていない土地が全体の約20%あります。

敷地50坪の戸建住宅が1,500戸以上建築できる広さです

市街化区域内の市街化が進んでいない

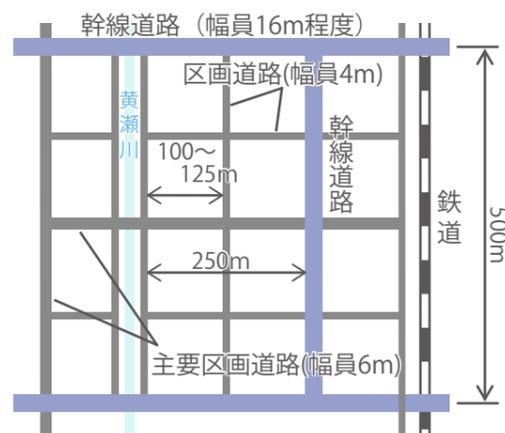
田、畑、山林等

出典：平成23年度都市計画基礎調査

地区内道路配置計画

地区の道路整備現況を踏まえ、以下のような配置計画により地区内道路を配置し、地区の利便性・安全性の向上、市街化の推進を図ります。

地区内道路の配置イメージ



・幹線道路や鉄道に囲まれたブロック (概ね500m×500m) で、幹線道路に接続する地区内道路を配置します。

・幅員6mの主要区画道路を、250m間隔を基本に配置し、地区の利便性・防災性の向上、市街化の推進を図ります。

・幅員4m以上の区画道路を、100~125m間隔を基本に配置し、地区内道路ネットワークを形成します。(主要な通行ルートにおける狭い道路の拡幅を促進)

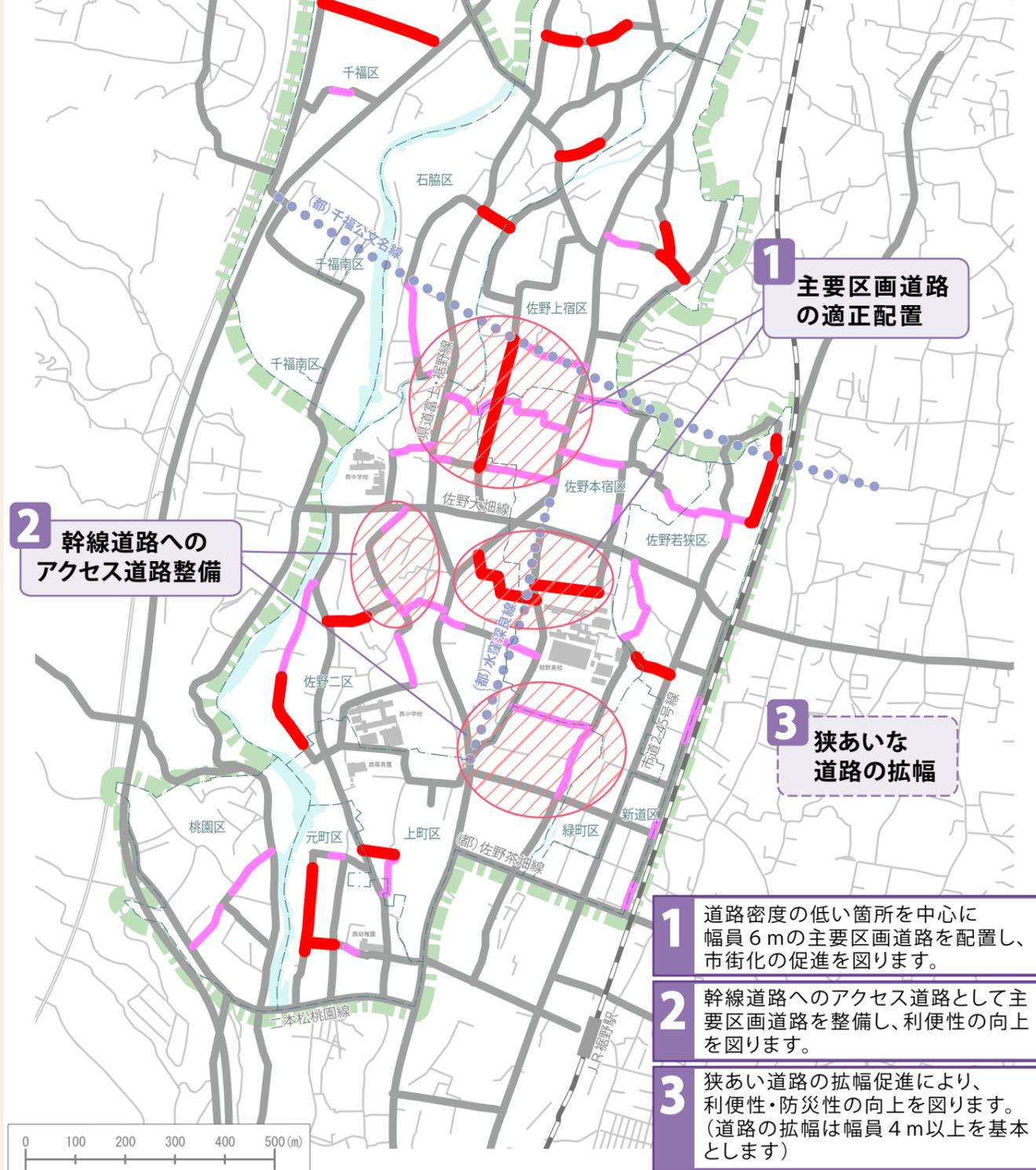
※1：市街化区域：都市計画法に基づき指定された、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域です。

※2：都市計画道路：都市計画法に基づいて計画される都市施設のひとつとして、あらかじめルートや幅員などが決められた、地区の骨格を形成する道路です。

地区内道路整備計画図

- 都市計画道路
- 主要ルート
- 計画道路 (新設)
- 計画道路 (拡幅)
- 計画区域

※主要ルートは、主に自動車が通行している道路。



1 道路密度の低い箇所を中心に幅員6mの主要区画道路を配置し、市街化の促進を図ります。

2 幹線道路へのアクセス道路として主要区画道路を整備し、利便性の向上を図ります。

3 狭い道路の拡幅促進により、利便性・防災性の向上を図ります。(道路の拡幅は幅員4m以上を基本とします)